

答申第30号

平成30年11月16日

秦野市長 高橋昌和様

秦野市情報公開・個人情報保護審査会

会長 滝澤

正



保有個人情報の目的外利用及び本人外提供の禁止の例外について
(答申)

本年10月31日付けで諮詢のありました諮詢第32号「保有個人情報の目的外利用及び本人外提供の禁止の例外」について、慎重に審議した結果、次の表に掲げる事務の類型の処理に当たり、保有個人情報の目的外利用又は本人外提供をし、及び保有個人情報の目的外利用後又は本人外提供後の本人通知を省略する取扱いは、秦野市個人情報保護条例の規定に照らし、支障はないとの結論に達しましたので、その旨を答申いたします。

事務の類型	理由
<p>アンケート対象者の抽出</p> <p>アンケート調査、実態調査等の実施に当たり、その対象者を抽出するため、保有個人情報を実施機関内部で利用し、又は他の実施機関に提供すること。</p> <p>ただし、保有個人情報を実施機関内部で利用し、又は他の実施機関から提供を受けなければ、その調査（公益上の必要性がある調査に限る。）を実施することが困難な場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときに限る。</p>	事務又は事業に係るアンケート調査、実態調査等の実施に当たり、実施機関が保有する個人情報をもとに、対象者を抽出することが事務又は事業の性質上必要であるため。

なお、この事務の類型に該当し、例外として保有個人情報の目的外利用又は本人外提供をしたときは、その旨を本審査会に報告すること。